

動物用医薬品(安全性評価)

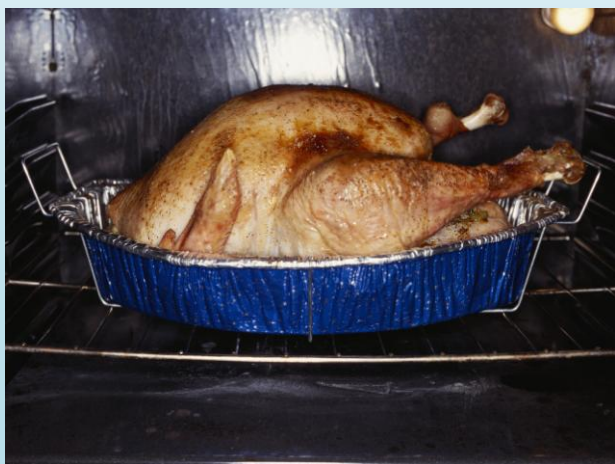
<中央卸売市場から販売店まで、流通の各段階で抜取検査が行なわれています>

水産食品、畜産食品の安全性確認のため、検疫所や各都道府県の保健所では動物用医薬品の検査が行なわれています。一例として、神戸市保健所では、年間で魚介類50～60検体、畜産物1000検体の検査が実施されています(畜産物としては、牛、豚、鶏、魚介類としては、ブラックタイガー、クルマエビ、ウナギ、サーモン、ヒラメ、アユなど)。

弊社では、検出事例が多い動物用医薬品の一斉分析メニュー以外に、**ニトロフラン類**や**クロラムフェニコール**の組み合わせなど多彩なメニューを準備しています。

動物医薬品の項目については、検出事例や、対象物(水産品・鶏・豚・牛など)により、お客様毎の項目設定が可能です。

年間を通しての分析の場合は、分析結果からの傾向等の評価を別途、ご報告させていただきます。



株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

①水産品メニュー: 10～41 項目

②畜産品メニュー: 30～42 項目

③ニトロフラン類 4 種

※上記セットメニューにクロラムフェニコールを加えることができます。

※検体の必要量は約 **100g** です。

厚生労働省の告示では、サンプリング時の均一性の観点から、検体約 1kg を均一化し一定量を量りとするよう規程されています。これは、ロット(母集団)を代表する(保証する)目的に必要な操作となります。弊社では、サンプリングを実施せず、ご依頼者様で上記のサンプリング及び均一化を行って頂いたものの一部 100g を試験試料として頂いております。

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい <http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 31